

施設利用料金の還付特例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に施設利用を取消しする場合は、利用料金を頂くことはなく、既にお支払い済みの利用料金につきましては還付させて頂いております。対象期間の目安は下記のとおりですのでご確認ください。

利用承認日	施設	利用日	還付率
～3月21日(日)	主ホール・アートスペース 創造活動室 A・B	～7月10日(土)	施設利用料金の100%
	創造活動室 C～G 研修室(大)・(小)	～5月11日(火)	施設利用料金の100%
3月22日(月)～	創造活動室 C～G 研修室(大)・(小)	～4月21日(水)	施設利用料金の100%